

平成 28 年度（2016 年度）学士（社会科学）論文

世界農業遺産の認証による地域資源の有効利用  
— 関連国際制度の動向と先行事例の分析を中心に —

平成 29 年（2017 年）2 月 3 日

山梨大学生命環境学部地域社会システム学科  
学籍番号 L13SS002

安藤知世

—要旨—

本研究は、世界農業遺産に認証されることが、地域資源の有効利用にどの程度有効であるかを分析することを目的とする。本研究の背景として、農業資源を重要な自然資本の一部として重要視する国際制度の動向が見られることが挙げられる。また、本研究の意義として、山梨県の峡東地域（山梨市、笛吹市、甲州市）の果樹栽培地域が、日本農業遺産（世界農業遺産）の認証を目指して、申請書を提出した直後に、このような分析をすることが挙げられる。この分析のために、日本政府（農林水産省）と国際連合食糧農業機関(FAO)による、遺産認証の評価基準を整理して、これを、果樹の農業遺産の先行事例である中国の宣化地域に当てはめて、そこから得られる示唆を整理した。

結果として、①家族単位での伝統的な農法を継承すること、②特徴あるブドウ棚により伝統的農法を維持すること、③認証の「twinning」への思考が必要であること、といった3つの示唆が得られた。山梨県の峡東地域が認証を取得した後、果樹栽培を大規模に商業化していくには注意が必要で、小規模農家単位における農業の継続が、重要であると考えられる。

## 謝辞

本論文を作成するにあたり、指導教員の渡邊幹彦教授から、丁寧かつ熱心なご指導を賜った。ここに感謝の意を表す。また、平成 28 年度地方創生支援教育研究プロジェクト『『世界遺産化』の地域への影響の可視化』による資金援助に感謝する。さらに、多くのご指摘を下さったゼミの同期の皆様に感謝する。ただし、本論文に誤りがあれば、それはすべて筆者の責任である。

# 目次

1. はじめに.....	4
1.1 目的.....	4
1.2 背景.....	4
1.3 意義.....	7
1.4 方法論.....	8
1.5 論文の構成.....	8
2. 農業遺産と関連国際制度.....	9
2.1 国際連合食糧農業機関（FAO）による世界農業遺産認証制度.....	9
1) 世界農業遺産(Globally Important Agriculture System; GIAHS)の制度の概要.....	9
2) 遺産認証の評価基準.....	9
① FAOによる基準.....	10
② 日本の農林水産省による基準.....	11
2.2 生物多様性条約.....	12
1) 生物多様性条約の主な内容.....	12
2) 生物多様性条約とABSに関する名古屋議定書.....	13
3) 生物多様性条約と伝統的知識.....	14
2.3 世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization; WIPO）における 伝統的知識（特許申請時の注意点）.....	16
3. 世界農業遺産の先行事例の分析 — 「宣化の伝統的ぶどう栽培」.....	18
3.1 宣化区の伝統的ぶどう栽培の要約.....	18
3.2 認証評価基準の適用による先行事例の特徴の分析.....	19
4. 遺産認証の最新動向.....	24
5. 結論 — 遺産申請と認証取得後への示唆.....	26
参考文献.....	27

## 1. はじめに

### 1.1 目的

本研究の目的は、世界農業遺産に認証されることが、地域資源の有効利用にどの程度有効であるかを分析することである。この分析を通じて、本研究は、世界農業遺産に認証された「後」の地域の自然資源の保全政策への示唆を得ることを目指している。

この目的を達成するために、世界農業遺産の認証制度、及び、地域の自然資源と関連が深い国際制度の動向と、農業遺産の認証を受けた先行事例を中心に分析する。前者は、生物多様性条約であり、後者は、「宣化の伝統的ぶどう栽培 (Xuanhua Traditional Vineyards System、中国河北省張家口市)」である。これらを中心に分析するのは、世界農業遺産自体が、狭義の農業にとどまるのではなく、広く自然資源に関する制度であり、自然資源全般と強い関係にあるからである。また、このような先行事例を中心にするのは、現在、山梨県が、県内の峡東地域（山梨市、笛吹市、甲州市）の果樹栽培の世界農業遺産の認証取得を目指して、日本政府に対して、日本農業遺産への申請を提出した直後であるからである。

遺産の認証の目的は、認証自体ではなく、認証を通じての認証された地域の自然資源の保全とその有効利用である。遺産認証を通じて、果樹という自然資源を、将来に亘って有効に活用して、地域の発展につながる政策策定の参考になるような示唆を得ることが、本研究の意義となりうる。

### 1.2 背景

本研究が意義を持つ背景として、以下の3点が指摘されうる。

#### 1) 自然資本概念の興隆

第1の背景として、自然資本概念の興隆がある。この概念の興隆により、自然資源は、単なる資源を超えて、狭義の資本である財政資本や人的資本と並んで、社会に不可欠な資本であると認識されるようになった。自然資本は、生態系を構成する水、土壌、大気、植物、動物などから成り立っている。

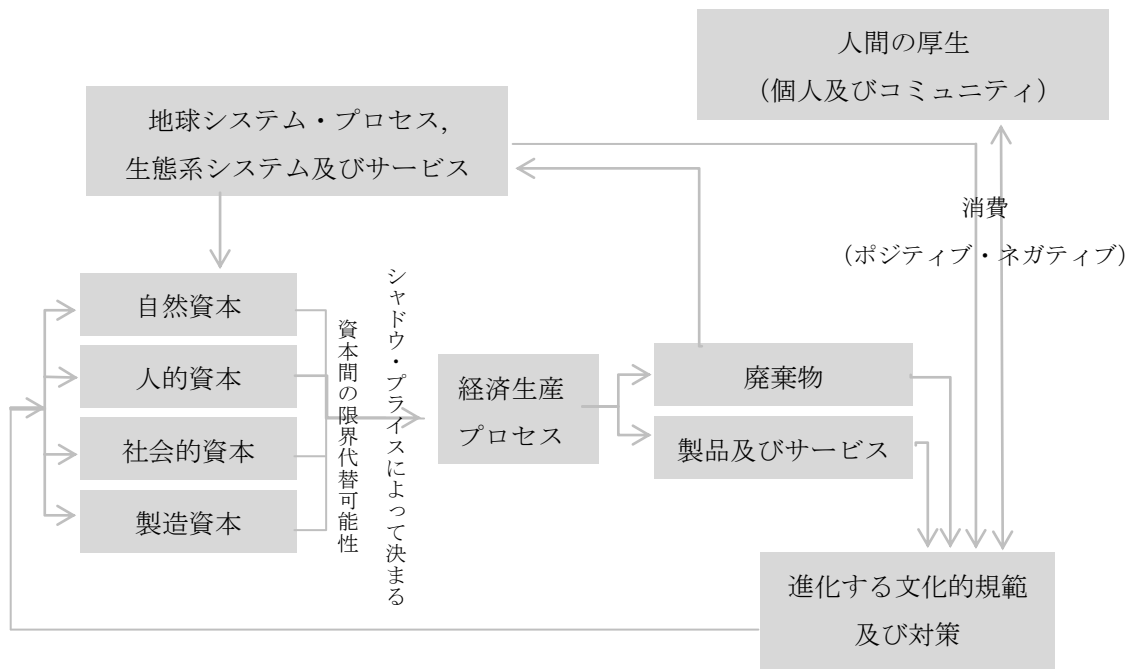
この概念の興隆の過程で、Pearce *et al*(2000)が、これについて、以下のように先駆的に解説している。

It is the total stock of capital employed by the economic system, including natural capital, that determines the full range of economic opportunities, and thus well-being, available to both present and future generations. Society must decide how best to use its total capital

stock today to increase current economic activities and well-being, and how much it needs to save or even accumulate for tomorrow, and ultimately, for the well-being for future generation.(Pearce and Barbier, 2000, pp.20-21)

その後、自然資本の概念は発達を見せ、現在は図 1.1 のようにまとめられるようになった。経済的な生産プロセスに投入される資本として、自然資本、人的資本、社会的資本、製造資本が存在する。こうした資本が経済生産プロセスへインプットされ、製品やサービスが生産されるとともに廃棄物も生み出される。それが、文化的な規範や政策による影響を受けながら使用・消費され、最終的に人間の厚生につながっている。ここで自然環境は生態系サービスの提供を通じて自然資本を供給する重要な役割を果たしている。

図 1.1 「生産基盤と人間の厚生」



出所：鎗目雅(2015)より筆者作成。

尚、国際的に環境問題が注目されるようになった一つの契機として、1972年にスウェーデン・ストックホルムで開催された国連人間環境会議がある。この会議での議論を通じて、人間環境宣言 (Declaration of the United Nations Conference on the Human Environment)、いわゆるストックホルム宣言が採択され、これにより人間環境の保全と向上に向けた共通の見解と原則が定められた。その後、1984年に環境と開発に関する世界委員会 (いわゆるブルントラント委員会) が国連に設置され、8回の会合における議論に基づき 1987年に報告書「我々の未来 (Our Common Future)」が発表された。以降、様々な国際会議における

議論を通じて、自然環境が経済発展に貢献することを通じて人間社会の繁栄を可能とする必要不可欠な基盤となっていることがより明確に認識されるようになった。

## 2) 生物多様性条約における農業分野の重視

第2の背景として、生物多様性条約における農業分野の重視が挙げられる。

生物多様性条約とは、1992年採択され、1993年に発効した、国際環境条約である。(詳細は後述)同条約の第13回締約国会議(CBD COP13、2016年12月、メキシコ合衆国、カンクンにて開催)は、「カンクン宣言」を採択した。ここでは、自然資本とほぼ同義である生物多様性の保全のために、農業経営において、生物多様性への影響を評価する必要性が盛り込まれた。同宣言においては、森林、海洋、観光とならび農業分野の重要性が強調されたと言える。以下に、カンクン宣言における「農業、作物、家畜」分野における宣言の内容を示す。尚、必要な行動として、(a)~(l)の12点が示された。

Ending hunger, achieving food security and improving human nutrition are global development objectives. A major challenge over the coming years will be increasing agricultural production to adequately feed the growing world population. Biodiversity is the basis of agriculture as it is at the origin of all crops and domesticated livestock and the variety among them. Essential functions, such as nutrient cycling, decomposition of organic matter, soil formation and rehabilitation, pest and disease regulation, and pollination that benefit crop and livestock production, are maintained by ecosystems which are critical to sustain food production, nutrition and, therefore, human well-being.

出所: Secretariat of the Convention of Biological Diversity (2016b).

## 3) 世界農業遺産における重点の変化

第3の背景として、FAOによる世界農業遺産の認証基準に変化がうかがえることが挙げられる。

厳密には、FAOによる公式な「評価基準」は変更されていない。(2016年12月時点)しかし、その「Goal」が強調されるように変更がなされた(2016年12月)。したがって、認証の動向に変化が起きていると言える。この変化を予想し、日本政府がFAOの世界農業遺産認証に必要なとする評価基準を整備した。この整備は、FAOの世界農業遺産の長期的な変化に対応するためであると推測される。世界農業遺産の申請をする地域は、まず、日本政府(農林水産省)に、申請を行う。この中から、基準満たす地域が、まず、世界農業遺産に認証される。この中から、世界的な評価基準を満たす地域が、日本枠で、世界農業遺産に推薦されて、最終的にFAOの審査を受けて認証されるかどうかが決まる。

したがって、この変化を認識して、認証について分析する必要がある。

### 1.3 意義

本研究は、主に以下の2点で意義があると言える。

#### 1) 山梨県による世界農業遺産の申請

山梨県は、2016年に、「峡東地域世界農業遺産推進協議会」を設置して、県内の峡東地域（山梨市、笛吹市、甲州市）を、日本農業遺産（世界農業遺産）に申請した。申請書は、2016年9月に提出された。

このようなタイミングで、自然資本、生物多様性条約、世界農業遺産に認証済みの先行事例を分析することに意義があるのは、明白であると言える。

#### 2) 先行事例における認証の地域への効果の限界

日本で世界農業遺産に初めて認証された石川県の能登半島についての先行研究が存在する。石川県能登半島は、2011年に日本国内で初めて世界農業遺産に登録された。能登半島は里山、里海と呼ばれる独特な景観を形成し、そこで人の営みと生態系が密接に関連した農業システムが培われている。生態系を保全しつつ持続的に農林水産業を営む潜在力を有している点が特に評価され、世界農業遺産として認証された。

同研究は、世界農業遺産に認定された能登半島を対象とし、認定の前後での地元産品の農業品の価格の動向について分析した。さらに、同研究は、認証を契機として、観光客が増加するかどうか、また、地域内で生産される農産品の価格が上昇するのかどうかを検証した(香坂、内山、藤平、2016、pp.1-24)。地域密着型の生活協同組合コープいしかわを調査対象とし、地元の産品に特化している高付加価値の媒体「じもわーる」というカタログで取り扱っている品目の売り上げデータから、取り扱われている品目数、価格(税抜き)での時系列での集計を行った。なお、ここでの品目数とは、当該カタログで取り扱われた回数であることを示している。

分析の結果、短期的で県内を中心とした宅配式の産品という限定的な分析ながら、農産品の価格や品目数では、認定登録による「認定エリア内での農産品の価格上昇」「取扱品目の増加」といった経済的な波及効果はほとんど見られなかった。

世界遺産の認証による影響を過大評価せずに、正しい政策を実施していくために、このような先行事例・研究を踏まえて、山梨県の峡東地域では国際認証を受けたのちに、観光客の増加や地域産品への影響を整理することには意義があるといえる。

## 1.4 方法論

前述の目的を達成するために、以下のような方法で研究を進めた。

- ① FAO 及び農林水産省による世界農業遺産の認証の評価基準の整理（文献サーベイ）
- ② 関連する国際制度の整理（文献サーベイ）
- ③ 「第1回アジア生物文化多様性国際会議」に参加しての情報収集（フィールド・サーベイ）

まず、FAO 及び農林水産省それぞれが設定した、世界農業遺産認証の評価基準を整理する。というのは、FAO の基準において、基準自体は変化していないが、その目的が変化したためと、それに呼応して、日本政府が、世界農業遺産に申請した際に認証されるような評価基準を設定したからである。

次に、生物多様性条約において、資源利用とそのからの利益配分にかかわる部分を整理する。というのは、これらの評価基準の中で、遺産地域内での、公平な利益配分が、重要な位置を占めるからである。

最後に、同会議では、認証制度にかかわった担当者が一堂にかいして、現状を報告した。これに参加して、最新情報を得るのは、示唆を得る上で有益だからである。

## 1.5 論文の構成

第2章では、世界農業遺産認証の概要及び評価基準、また、遺産認証にあたり留意すべき関連制度について、説明する。第3章では、既に世界農業遺産の認証を受けた地域の先行事例を、遺産認証評価基準に照らして、それを満たすかどうかを分析する。第4章では、遺産認証の最新の動向について解説する。第5章では、結論として、分析結果を整理する。



## 2. 農業遺産と関連国際制度

### 2.1 国際連合食糧農業機関（FAO）による世界農業遺産認証制度

#### 1) 世界農業遺産(Globally Important Agriculture System; GIAHS)の制度の概要

世界農業遺産は、国連食糧農業機関(FAO)によって運営され、現在まで、世界では 15 カ国 36 地域、日本では 8 つの地域が認定されている。日本において認定を受けた地域は、新潟県佐渡市、石川県能登地域、静岡県掛川周辺地域、熊本県阿蘇地域、大分県国東半島宇佐地域、岐阜県長良川上中流域、和歌山県みなべ・田辺地域、そして宮崎県高千穂郷・椎葉山地域である。

その目的は、以下の表 2.1 のように要約される。

表 2.1 世界農業遺産の目的

目的	具体的な詳細
1 農業遺産制度の重要性と、その保護措置に対する制度的支援の、世界的認識の活用。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政府、FAO運営機関、ユネスコ、世界遺産センター及びその他のパートナーが支援する農業遺産システムのカテゴリを作成することによる、世界的評価の獲得。</li> <li>○ 農業システムが直面する脅威、それらがあらゆるレベルにおいて提供する便益、そして農業システム自体の重要性の理解推進による、世界的認識の向上。</li> </ul>
2 GIAHSの保護運営を行う、地方及び国家機関や地方農業共同体の能力構築により、持続可能な方法に基づいた農業システムにおける財とサービスに対する経済的価値の付加及び収入の創出。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生物多様性と伝統的知識の崩壊、土地の劣化とグローバル化の過程でもたらされる脅威、そしてインセンティブと歪曲した政策等のリスクを緩和する方法の特定。</li> <li>○ 食糧の安全保障と貧困緩和への貢献として、生物多様性と自然資源の保全及び持続可能な利用の強化、気候変動への脆弱性軽減、持続可能な農業と農村開発の強化。</li> <li>○ 土着のシステムとそれらの資源の持続可能な利用及び保障から得る利益の増強、及び環境サービス、エコラベル、エコツーリズム、その他のインセンティブの仕組みと市場機会に対する支払いを通じた報酬の獲得。</li> </ul>
3 GIAHSの実能力、進化適応、及び保全支援をするインセンティブ環境と規制政策への権限付与の促進。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存の政策とインセンティブメカニズムの評価、及び持続可能な農業慣行の支援提供のための様式の確定。</li> <li>○ 改善された政策及びインセンティブメカニズムに繋がる国内及び国際的プロセスの促進。</li> </ul>

出所: Food and Agriculture Organization of the United Nations (2016b)より筆者作成。

#### 2) 遺産認証の評価基準

遺産として認証されるためには、以下に示された評価基準を満たすことが求められ、それを満たすことを説明した申請書を提出して審査を受けなければならない。以下に、FAO 自体の評価基準と日本の農水省が、「世界レベルではこれが必要」と考える評価基準を示す。

なお、FAO に世界農業遺産認定申請を行うには、所管官庁の承認が必要とされており、日本の場合農林水産省がそれにあたる。

## ① FAO による基準

FAO が定めた、「世界農業遺産の評価基準」について、以下の表に示す。

表 2.2 FAO が定める「世界農業遺産の評価基準」

評価基準	内容
1 食料及び生計の保障	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業システムは原住民コミュニティの食料及び生計の保障に貢献するか。</li> <li>2 またそれらは生活食料の大部分を占めるか。</li> <li>3 限りある時間と土地を最大限活用するために、植えた数多くの穀物は多様性に富んでいるか。</li> <li>4 地域の有限資源利用にあたり、化学肥料は少量利用しているか。</li> </ol>
2 生物多様性及び生態系の機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 世界的に重要な農業上の生物多様性の慣習的な使用を実証する農業システムが存在するか。</li> <li>2 景観、生態系システム、種、遺伝資源といった異なる規模での農業上の生物多様性が保全されているか。</li> <li>3 農業システムを維持するうえで必要なすべての要素が代替・再生産可能という完全性が、当該システムにあるか。</li> <li>4 食事の多様性を促進しているか。</li> <li>5 複雑な農業システム・農業上の生物多様性・関連する景観は、すべてのステークホルダーと原住地域の知識により、保全・管理が行われているか。</li> </ol>
3 知識システム及び技術適応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 伝統的知識は世代を通じて継承されているか。</li> <li>2 資源へのアクセスと利益配分に関する規範的な取り決めがあるか。</li> <li>3 伝統的知識は農業生態系管理・景観の維持に役立つものか。</li> <li>4 人々の生活の質と食の安全を保障するのに、伝統的知識や管理技術は役立っているか。</li> </ol>
4 文化、価値、及び社会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業生態系管理の慣行、資源へのアクセスと利益配分に関する規範的な取り決めといった社会組織や強い文化的価値があるか。</li> <li>2 地域制度は、環境と社会経済のバランスを取り、レジリエンスを創出し、農業システムに必要な不可欠なすべての要素を再生産するという、極めて重要な役割を果たしているか。</li> <li>3 地域の慣行等に関する教育が行われているか。</li> </ol>
5 優れた景観及び土地と水資源管理の特徴	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 優れた美しい景観があるか。</li> <li>2 農業システムは、優れた景観と生物多様性を保全しているか。</li> </ol>
その他の社会・文化的特徴	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人々の社会的な結びつきや、絵画や音楽等の文化的表現を促進するか。</li> <li>2 生物多様性といった自然資源と知識システムを保有しているか。</li> <li>3 社会・文化的多様性があるか。</li> <li>4 経済的価値のある公共財を提供しているか。</li> <li>5 景観、遺伝資源、文化、及び社会組織に関する非常に価値のある知識、技術があるか。</li> </ol>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業上の生物多様性が定着・発展し、価値のある景観を形成し、世代を超えた農業上の知識と技術発展等に対し農業システムが貢献したことで、歴史が作られてきたか。</li> <li>2 農業システムは持続可能なものであり、経済及び環境変化に対して回復力があることを歴史が証明しているか。</li> </ol>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業システムは、食料と生計の保障、人間の福祉、生活の質の向上、経済、環境に貢献するものであるか。</li> <li>2 他地域に適応可能な農業システムから得られた知識や教訓が協調されているか。</li> </ol>

出所：Food and Agriculture Organization of the United Nations (2016a)より筆者作成。

## ② 日本の農林水産省による基準

日本の農林水産省が定めた、「世界農業遺産への認定申請承認及び日本農業遺産の認定における基準及び評価の視点」について、以下の表に示す。

表 2.3 日本の農林水産省による「世界農業遺産の評価基準」

認定基準		評価の視点
必須条件	1 食料及び生計の保障	1 伝統的・特徴的な農業・農法及びこれらから派生した関連産業は、地域住民の重要な生計の手段となっており、小規模農家、家族農業も持続的に維持されているか。 2 伝統的・特徴的な農業・農法及びこれらから派生した関連産業は、地域における主要な産業の一つとして、地域の経済・雇用に貢献しているか。 3 農業、林業、水産業間の連携及びこれらに関連する多様な産業間の連携が図られているか。
	2 生物多様性及び生体系機能	1 多様な動・植物が生息するなど、生物多様性の保全が図られているか。 2 農業システムと生体系機能（生態系サービス）との関連性が適切に図られているか。 3 農業・農法に多様性（農作物・規模等）があるか。 4 営農を通じた遺伝資源の保全が図られているか。
	3 知識システム及び適応技術	1 土地・水資源（森林資源・海面等を含む。）の活用等に対して、地域の環境に適応し、制約要件を克服するための優れた知識や技術があるか。 2 伝統的な知識や技術が継承されているか。 3 資源へのアクセスや利益配分を適切に行う慣行、知識や技術を継承するための社会組織・機関が存在しているか。
	4 文化、価値観及び社会組織（農文化）	1 地域において、伝統的、文化的、精神的、宗教的、社会的な取り組みが行われているか。 2 農業システムに関連した農耕祭事・神事等の文化が継承されているか。 3 農文化や価値観を継承するための社会組織が存在し、地域住民を対象とした教育や社会行事等が行われているか。
	5 優れた景観及び土地と水資源管理の特徴	1 農業システムと周辺地域が一体となった美しい優れた景観があるか。 2 景観を構成する土地、水資源は、レクリエーション価値や歴史的価値を有し、地域における教育や地域の一体感の醸成等に活用されているか。 3 優れた景観や生物多様性は、営農を通じて動的に保全されているか。
その他の条件	a 農業システム管理に関するその他の社会的・文化的特徴	1 地域に特有の食文化や建築様式など、農業システムに関連した社会的・文化的な特徴があるか。
	b 歴史的な重要性	1 地域の歴史において、農業システムが長期にわたって重要な役割を果たしてきたことが証明されているか。 2 日本の農業歴史・社会史に照らして、地域の農業システムは特徴的な内容を有しているか。
	c 現代的な重要性	1 農業システムが、生物多様性の保全、気候変動への対応など地域または国家における現代的な課題に貢献しているか。 2 農業システムが、ほかの地域でも応用できるような有益な農業・農法や活用事例を有しているか。
	d 脅威と課題	1 社会・経済的、環境的な脅威とその影響が適切に示されているか。 2 脅威を克服するための具体的な対応策が提案されているか。
	e 実践的な考慮	1 農業システムを保全するための持続的な活動が行われているか。 2 脅威を克服するための具体的な対応策が提案されているか。
	f GIAHS認定地域の活用・保全計画	1 活用・保全計画（アクションプラン）の柱建は適切で、かつ具体的内容が明示されているか。 2 活用・保全計画（アクションプラン）の実行を確実にするための措置（予算措置、モニタリング等）や組織が適切に組み込まれているか。

出所：農林水産省（2016）より筆者作成。

ここで、2つの基準の特徴と相違は、以下のようにまとめられる。

まず、FAOの基準がなく、日本の農水省にある基準についてであるが、その第1は、食料及び生計の保障について、FAOによる基準では、その対象が農業システムにとどまっている一方、日本の農水省による基準では、農業、林業、水産業間の連携、さらに家族農業、小規模農家というように対象が広がっている点である。

その第2は、農林水産省による基準では、農業遺産が直面する脅威とそれに対する解決策（アクションプラン）を具体的に開示することを求めている点である。これは、FAOによる基準にはない。その他の基準において、d: 脅威と課題、e: 実践的な考慮、f: GIAHS認定地域の保全・活用という項目が加わっている。

その第3は、農林水産省による基準では、遺伝資源へのアクセスと利益配分を適切に行うための慣行及び社会組織の設置を要求している点である。FAOによる基準では、上記の項目は確認することができなかった。必須条件 3.3: 資源へのアクセスや利益配分を適切に行う慣行、知識や技術を継承するための社会組織・機関が存在しているか、という項目が加わっている。

一方、焦点が変わった基準は、必須条件 3: 知識システム及び適応技術である。FAOによる基準では優れた伝統的知識の有無が評価基準の主な焦点となっているが、日本の農水省による基準では、伝統的知識があることにより、農業システムや地域コミュニティに対して具体的なメリットがあるかどうか、というのが焦点となっている。

## 2.2 生物多様性条約

農業遺産は、前述の評価基準にも明確にあったように、生物多様性と密接な関係にある。また、背景で述べられたように、生物多様性条約からみて、農業は重点分野となっている。ここでは、生物多様性条約の要点と世界農業遺産に見られる「利益配分」「伝統的」といったキーワードとの関連を整理する。

### 1) 生物多様性条約の主な内容

#### ■概要

生物多様性条約（Convention on Biological Diversity: CBD）は、気候変動枠組み条約が採択された1992年に、同様にリオ地球サミットにて採択され、1993年に発効した。CBDは、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（Access and benefit-sharing: ABS）の3つの目的を持つ。

①の生物多様性の保全とは、生物をその生活慣習と共に保全すること、②の生物多様性の構成要素の持続可能な利用とは、ありとあらゆる生物資源を持続可能であるよう、

永続的に使えるようにするということである。そして、③の遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分とは、資源にアクセスしたい際は「事前の情報に基づく同意 (Prior Informed Consent: PIC)」を得、得た遺伝資源を用いて研究開発に成功した場合、「相互に合意する条件 (Mutually Agreed Terms: MAT)」にて利益を配分するということであり、利益には金銭的、非金銭的 (研究開発の成果の共有、能力開発など) なものがある。なお、事前の情報に基づく同意とは、個人または団体が、ある国の遺伝資源を入手しようとする場合に、当該国の国内制度に基づき、当該国の権限ある当局から与えられる許可のことであり、当該政府が別段の決定をする場合を除き、PICのない遺伝資源へのアクセスは不正となる。また、相互に合意する条件とは、遺伝資源の利用者と提供者の間で締結される、遺伝資源へのアクセス、利益及び利益配分の条件に関する合意、つまり契約のことである。加えて、その条件は公正かつ衡平でなければならないというもので、これを ABS(Access and Benefit-sharing)と呼んでいる。

#### ■CBD が対象とする生物多様性

ここにいう生物多様性とは、生態系、種、遺伝子の3つのレベルで捉えられており、特定地域の生物とそれが生息する自然環境全体を指している。また、遺伝資源とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材のことを意味する。そして、遺伝資源の利用とは、遺伝資源の遺伝的、又は生化学的な構成に関する研究及び開発を行うことである。

## 2) 生物多様性条約と ABS に関する名古屋議定書

CBD の3つ目の目的である ABS に関して、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書 (以下、名古屋議定書)」が、2010年に採択され、2014年に発効した。

名古屋議定書は、遺伝資源の利用から生じる利益を公正かつ公平に配分し、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献することを目的とし、生物多様性条約で定められたルールの適正な実施を確保する措置を規定している。遺伝資源へのアクセスに関して、資源提供国の事前同意 (PIC) が必要であり、ABSにかかる法律・規制要件の法的な確実性・透明性・明確性を確保している。また、提供国の PIC、MAT に基づいていることに対する「適切で効果的かつ均衡のとれた」「立法上、政策上または行政上」の措置を規定した。ABSに関する名古屋議定書の要点は、以下の表 2.4 の通りである。

表 2.4 「ABS に関する名古屋議定書」の要点

条項	要点
目的 (第1条)	・ 遺伝資源 (Genetic Resources; GR) の利用から生じる利益の配分によりCBDの3つの目的に貢献。
用語 (第2条)	・ 「GRの利用」とは、条約第2条で定義されたバイオテクノロジーの応用によることを含め、GRの遺伝的及び生化学的な組成に関する研究及び開発を行うこと。
範囲 (第3条、第4条)	・ CBD第15条の範囲内のGR、及びCBDの範囲内のGRに関連した伝統的知識(TK) の利用から生じる利益。 ・ 他の国際協定等との相互支持関係を確認。
アクセス (第6条、第7条、第8条)	・ GRとTKの利用等から生じる利益を相互に合意した条件で公正・衡平に配分する ・ その実施のために、各国は適宜措置をとる。 ・ 利益配分の例示的リスト (附属書) あり。
法令遵守 (第15条、第16条) 契約遵守 (第18条) GR利用のモニタリング (第17条)	・ GR及びTKに関し、提供国の国内法に従ったPIC取得とMAT設定を、利用国内においてチェックするための釣り合いの取れた措置。 ・ MATに紛争解決条項を含めることを奨励。 ・ 裁判所へのアクセス、外国裁判所の判決と仲裁判断の相互承認と執行に関する仕組みのための利用措置。 ・ GR利用のモニタリング等のため、利用国に1か所以上のチェックポイントの設置、所定情報を収集・受付。 ・ 国際遵守証明の認知要件と開示項目の特定。
伝統的知識 (第12条)	・ 国内法に従い、先住民社会と地域社会の慣習法等を考慮。
能力構築 (第22条、第23条)	・ 開発途上国の自己評価による能力構築ニーズと優先順位の設定。 ・ 技術移転と技術協力。
多国間利益配分の仕組み (第10条)	・ GRとTKが国境を越えて存在する場合等の利益配分の仕組みを今後検討。

出所：炭田清造・渡辺順子(2011)より筆者作成。

### 3) 生物多様性条約と伝統的知識

CBD は、その第 8 条(j)項にて、Traditional Knowledge and Indigenous Community (通称、TK) へ、配慮すべきであることを規定している。世界農業遺産の認証対象が、「伝統的な」農法である以上、TK は農業遺産と強い関係がある。

伝統的知識とは、①狭義の伝統的知識、②文化的表現 (フォークロア) に分類され、両者は広義の伝統的知識としてまとめられる。

①狭義の伝統的知識とは、先住民や地域社会が伝統的に保持・発展・伝承してきた様々な知識のことである。その中には、科学・医学・薬学・農学・生態学などに関する知識で、有用なものが多い。CBD の規制の対象は、この狭義の TK である。

②文化的表現とは、フォークロアとも呼ばれ、例として口承文学、音楽、手工芸品や絵画などが挙げられる。

これらの伝統的知識 (広義の伝統的知識) の特徴は、コミュニティ内で①共同で創作・開発され、②知識が共有され、③長期にわたり伝承され、④口頭で伝承されることが多く、⑤伝承の間に知識が変容する。また、⑥当該コミュニティが存在する土地や環境と調和的なものであることが多く、⑦コミュニティの文化と密接に関連した利用のされ方をし、⑧他のコミュニティにおいても類似の伝統的知識が並行的にみられることもある、という点である。

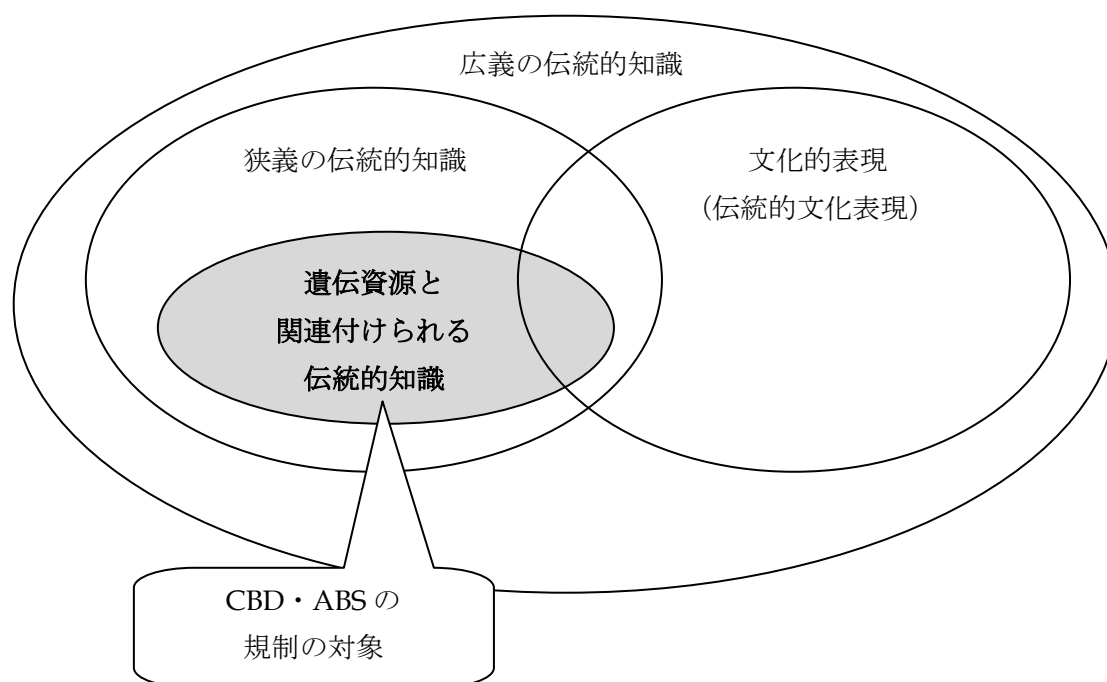
「名古屋議定書」の規定上、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用から生じる利益は利

益配分の対象となっているが、そのための措置は適宜、立法上、行政上、又は政策上のものとなっており（議定書第5条5項 公平かつ衡平な利益配分）、この規定内容上、具体的にいかなる措置をとるかは利用者母国の国内管轄事項となるため必ずしも強制力は望めない。

狭義の伝統的知識と広義のその関係を図 2.1 に示した。

ここでの CBD の伝統的知識は、世界農業遺産の分析の上で重要である。というのは、前述の評価基準の中に、伝統的という用語が頻出しているからである。また、そもそも FAO の認証は、伝統的な農業を遺産として残すことが、そのゴールの1つだからである。

図 2.1 伝統的知識に関する概念図



出所：青柳由香・田上麻衣子(2011)より筆者作成。

ここで、伝統的知識(TK)の具体的な例として、南アフリカに広がるカラハリ砂漠で育つ、フーディア (Hoodia) に関する TK を紹介する。<sup>1</sup>カラハリ砂漠周辺の民族、サン族は、砂漠を長期間狩猟するとき当該植物を持参し、これのおかげで、砂漠の強い日差しと極度の感想に負けずに、飢えをしのいで狩りを続けられている、と彼らは信じている。

1963年、アフリカの主要な研究機関の一つである南アフリカ科学産業研究評議会 (South African Council for Scientific and Industrial Research; CSIR) が、地域社会の伝統医薬の調査プロジェクトの一環として、フーディアの採取を始めた。この採取の段階で、CSIR とサン族との間には何らかの取り決めもなされなかった。1983年～1986年には、フーディア中

<sup>1</sup> ここでのフーディアの例に関する記述は、特に断りのない限り、田上(2011)による。

に食欲抑制成分『P57』について特許を出願、取得し、1997年には当該特許について英国のファイトファーム（PhytoPharm）社にライセンス供与した。さらに1998年、ファイトファーム社が大手製薬会社の米ファイザー社に排他的ライセンスを設定して、新薬の開発・製品化が進められた。

こうした中、先住民の権利擁護団体である「南アフリカ・サン族評議会(South African San Council)」はCSIRを非難し、サン族が薬の販売による利益を得られるようにすべきであると主張し始めた。

2002年、CSIRとサン族の間で、P57に関する利益配分に関する覚書（MOU）が締結され、当該文書には、サン族がフーディアに関する伝統的知識の保有者であるとの記載が盛り込まれ、サン族の文化と知識を保護することも合意された。また、2003年に利益配分にかかる契約が締結され、CSIRがファイトファーム社から受け取るマイルストーン・ペイメントの8%、及び、新薬が商業化された場合にCSIRが受け取るロイヤリティーの6%をサン族（CSIRと南アフリカ・サン族評議会により設立されたサン族・フーディア利益配分信託）に対して支払うことが合意された。

本事例は、先住民と協議を行った結果、最終的に利益配分契約の締結にまで至った事例であり、「誰に利益配分を行うべきか」という課題について、信託基金を設立することにより解決している。また、利益配分の形としては、ロイヤリティー及びマイルストーン・ペイメントの一部を支払うこととし、この他にもサン族に対し、奨学金の付与や将来にわたる生物資源探索を約束する等、広範囲にわたる取り決めを行っている。（）

### 2.3 世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization; WIPO）における伝統的知識（特許申請時の注意点）

伝統的知識は、CBDにおいて、そして、世界農業遺産の認証評価基準において、重要な位置づけにある。ただし、伝統的知識が「資源」として扱われる場合には、デリケートなものとなり、その扱いには慎重になる必要がある。以下に、世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization; WIPO）が定めた、伝統的知識を特許化するときの注意事項を示す。

尚、世界知的所有権機関（WIPO）とは、知的財産サービス、政策、情報、協力に関する国際的な知的財産権（Intellectual Property）制度の発展を担当する国連の専門機関である。知的財産権は（特許、工業デザイン、著作権を通じて）経済発展に必要な革新や創造性を促進・普及しつつ、（商標と不正競争防止法を通じて）不確実性や混乱、詐欺への対策に取り組み、市場秩序を確立するための手段を提供するものである。

伝統的知識を特許化するときの注意事項は、特許申請の段階に応じて3つに分類される。①伝統的知識の特許申請前、②伝統的知識の特許申請中、③伝統的知識の特許申請後、となる。以下の表2.5はそれぞれの段階における注意事項についてまとめたものである。



表 2.5 伝統的知識の特許化にあたる注意事項

段階	注意事項
1 伝統的知識の特許申請前	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 慎重に計画すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 早期段階で、出来る限り多くの地域コミュニティ、重要なステークホルダー、地域住民と話し合うこと。</li> <li><input type="checkbox"/> 研究者、政府機関、コミュニティ等、異なるステークホルダーの役割を熟考し、明確にすること。</li> <li><input type="checkbox"/> 先住民や地域社会の期待と、それらに応えるための最善策を考案すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 先住民や地域社会の意思決定に関連するものの、及び伝統的知識の特許化、収集、共有に適用される慣習法を特定すること。</li> <li><input type="checkbox"/> どのようにして事前のインフォームドコンセント(PIC)に効果的に対応するか考慮すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 知的財産権が必要とされたときの戦略、知的財産権の目的と発展を含め、特許化にあたる目的を設定すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 上記の目的を満たすためのできる限り広範囲にわたるオプションを考案すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 特許化過程で決定された通りに伝統的知識が使用されることを保障するための、モニタリング及び検証計画を作成すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 既存の法的枠組み、規制、及び遺伝資源へのアクセスの中で生じうる法的問題を考慮すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 機密性のない伝統的知識と、追加条件や保護が必要とされ機密性のある伝統的知識とを区別すること。</li> </ul>
2 伝統的知識の特許申請中	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 適切なPICの文章又は証拠、もしくは特許申請中のこの段階においてそれを取得することを確認すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 伝統的知識を、先住民及び地域の分類、命名法、管理方法などを含んだ正確かつ標準化された方法で特許化すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 意思決定が行われ、それが戦略の一部である場合を除き、開示されていない機密性のある伝統的知識を開示しないこと。</li> <li><input type="checkbox"/> 合意されたガイドライン又は規範、義務、法令、及びABSを含む規制に従うこと。</li> <li><input type="checkbox"/> 特許化の進捗状況について、特に先住民や地域社会に対して定期的に通告すること。</li> <li><input type="checkbox"/> データの処理と管理に関して、技術的安全性が有効であるかどうか確認すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 特許化が先住民や地域社会と関係がある場合、地域のニーズに対して技術を適応させること。</li> <li><input type="checkbox"/> 適切な免責事項が作成され、かつ視覚化されるようにすること。</li> </ul>
3 伝統的知識の特許申請後	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 伝統的知識特許化計画の目的が満たされているか確認すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 特に先住民や地域社会等のステークホルダーによる意見が適切に盛り込まれているか確認すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 誰が伝統的知識にアクセスし、それを利用するか確認すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 特に伝統的知識が守秘目的のもと特許を受けている場合は、国の伝統的知識に関する事務局が特許を受けた伝統的知識を使用しているかどうか、及びそれをどのように使用しているかを確認すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 特許化された伝統知識がアクセスされる範囲を定期的に見直すこと。</li> <li><input type="checkbox"/> 伝統的知識の特許取得過程における進捗と結果について、先住民や地域社会に対して通告すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 管理、保持の要件の遵守に関する定期的な見直しを実施すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 技術に精通した専門家の下でデータベースの管理が確実に行われるようにすること。</li> <li><input type="checkbox"/> 開示されて位に伝統的知識の機密性を確実に維持するための措置を取ること。</li> <li><input type="checkbox"/> 知的財産権や他のメカニズムを通じて伝統的知識が保護されているか見直すこと。</li> </ul>

出所：World Intellectual Property Organization(2012)より筆者による仮訳。

### 3. 世界農業遺産の先行事例の分析 — 「宣化の伝統的ぶどう栽培」

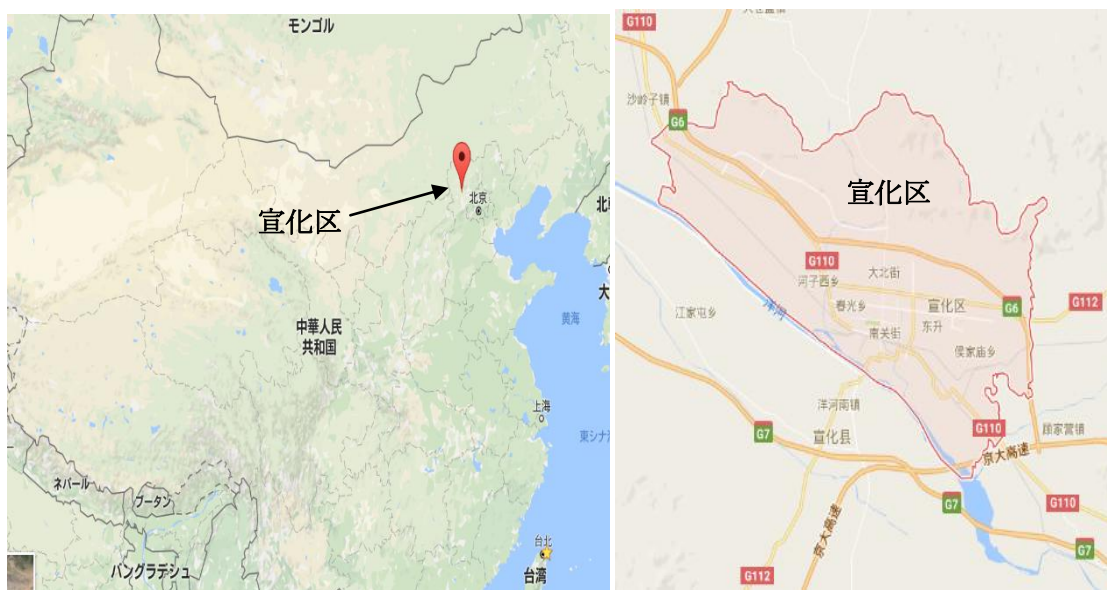
ここでは、世界農業遺産として、すでに認証されている中国の「宣化の伝統的ぶどう栽培」について解説する。まず、概要を解説する。そして、前述の農水省が定める農業遺産の認証の評価基準をこの事例にあてはめて、評価基準のどの項目を満たし、どの項目を満たしていないかを整理する。

このようなことをするのは、世界農業遺産の認証の基準が変化しつつあることに対応して、そこから、今後、認証を受けようとする事例に対する示唆を得るためである。宣化の事例は認証を受けたのだから、評価基準を満たしているであろう。一方、基準は変化しつつあるので、農水省が求める新しい基準をあてはめてみると、宣化には、何が十分で何がたりなかったが見える。これを整理して、山梨県を特に念頭においた、今後認証を受ける事例への示唆につなげる。

#### 3.1 宣化区の伝統的ぶどう栽培の要約

当該地域は中国の宣化区に位置し（図 3.1 参照）、2013 年に世界農業遺産に登録された。人口は 4680 人で、主な生計獲得手段はブドウの栽培である。同地では、ブドウ栽培に 1300 年の歴史があり、funnnel-frames（図 3.2 参照）と呼ばれる伝統的な技術を用いて、ブドウを栽培しており、この農法に極めて重要な歴史的価値と文化的含意がある。

図 3.1 宣化区の地図



出所: <https://www.google.co.jp/maps/place/>より筆者作成。

図 3.2 funnel-framed の形態



出所：People's Government of Xuanhua District (2016)

### 3.2 認証評価基準の適用による先行事例の特徴の分析

評価基準を宣化の事例にあてはめて分析した結果が以下の表 3.1 に示されている。

表 3.1 認証評価基準の適応による先行事例の特徴の分析

認定基準	評価の視点	基準を満たしているかの評価 (評価の視点ごと)	申請書該当箇所	該当箇所抜粋	
必須条件	1 食料及び生計の保障	1 伝統的・特徴的な農業・農法及びこれらから派生した関連産業は、地域住民の重要な生計の手段となっており、小規模農家、家族農業も持続的に維持されているか。	不明。	-	-
		2 伝統的・特徴的な農業・農法及びこれらから派生した関連産業の一つとして、地域の経済・雇用に貢献しているか。	満たしている。	p.2, L27-p.3, L3	"Grapes have always played a very important role in the agricultural production of Xuanhua and today are the main source of revenue of local farmers. The hopper frame number is about 3.5/Mu, with an average yield of up to 1750 kg (each producing about 500 kg), with an income of up to 12,250 yuan/Mu (calculated according to the price at 7 yuan/kg)."
		3 農業、林業、水産業間の連携及びこれらに関連する多様な産業間の連携が図られているか。	不明。	-	-
	2 生物多様性及び生態系機能	1 多様な動・植物が生息するなど、生物多様性の保全が図られているか。	満たしている。	p.5, ll.1-9	"Xuanhua is extremely rich in grape germplasm, including grapes of White Milk, Longan, Muscat, Seedless White, Lizhamate, Zhana, Kyoho, Pioneer, Igawa, Queen of the vineyard, Green Bananas and Seedless Purple, Phoenix 4 or 12, Tigers Eye, Red Plums, Red Banana, New Rose and Red Heart, etc.. There are more than 40 varieties at present."
		2 農業システムと生態系機能（生態系サービス）との関連性が適切に図られているか。	満たしている。	p.7, L10-p.10, L13	Discriptions such as; 1. Biodiversity maintenance; 2. Soil and water conservation; 3. Regulation of climate; and 4. Improving the rural environment.
		3 農業・農法に多様性（農作物・規模等）があるか。	満たしている。	p.6, ll.4-7	"The survey shows that the number of species usable (other than grapes) in the vineyards of Guanhou village is the largest, and that of Dabei village is the second. Because the area of vineyards in Penyao village is smaller, the density of species is the maximum, 0.011/ m2."
		4 営農を通じた遺伝資源の保全が図られているか。	満たしている。	p.7, L10-p.8, L6	Discriptions that funnel-framed grape frames makes the environmental conditions rich of species diversity, which provide space for the growth of other species.
	3 知識システム及び適応技術	1 土地・水資源（森林資源・海面等を含む。）の活用等に対し、地域の環境に適切に、制約要件を克服するための優れた知識や技術があるか。	満たしている。	p.11, ll.16-17	"In Xuanhua area, every family plants Malan flower, which can both make full use of the courtyard's space and supply the ideal material banding the grapes. Farmyard manure (human excrement) is traditionally used in the grape planting, which can not only change the wastes into fertilizer, reducing chemical fertilizer and increasing the safety of the grape products."
		2 伝統的な知識や技術が継承されているか。	満たしている。	p.22, ll.1-18	"This type of family structure and the relative isolation of society organizations make Xuanhua funnel-framed grapes cultivation mainly in the courtyard a cultural landscape and be handed down and preserved for generations."
		3 資源へのアクセスや利益配分を適切に行う慣行、知識や技術を継承するための社会組織・機関が存在しているか。	知識や技術継承のための社会組織に関する基準は満たすが、資源へのアクセスや利益配分を適切に行うためのそれについては不明。	p.22, ll.1-18	There are discriptions about the social organizations that the basic unit was big family, which meant four generations under one roof. The characteristics of self-sufficient small-scale peasant economy determines that the vast majorities of farmers have to produce their own supply, and so there are grown some vegetables and fruits under the grape trellis, and this objectively increases the biodiversity and landscape diversity of Xuanhua ancient vineyards.
	4 文化、価値観及び社会組織（農文化）	1 地域において、伝統的、文化的、精神的、宗教的、社会的な取り組みが行われているか。	満たしている。	p.19, L25-p.21	There are discriptions about the culture, art, spirit, construction of harmonious society, legend and folk etiquette.
		2 農業システムに関連した農耕祭事・神事等の文化が継承されているか。	満たしている。	p.20, L7-19	"Xuanhua District government held its first "Grape Festival" in 1988, during which the chefs from Xuanhua Hotel and Huiyou Hotel cooked expensive dishes dominated by grape material, known as the "wine dinner"."
3 農文化や価値観を継承するための社会組織が存在し、地域住民を対象とした教育や社会行事等が行われているか。		不明。	-	-	

(次ページに続く)

必須条件	5	優れた景観及び土地と水資源管理の特徴	農業システムと周辺地域が一体1となった美しい優れた景観があるか。	満たしている。	p.22, ll.25-26	"Different from the bent frame found in other areas, the cultivation of Xuanhua milk grapes are on a funnel round frame forming a unique landscape."
			景観を構成する土地、水資源は、レクリエーション価値や歴史的価値を有し、地域における教育や地域の一体性の醸成等に活用されているか	満たしている。	p.24, ll.8-17	"Farmers also plant a variety of crops and flowers around the funnel frames, forming an attractive landscape of an agricultural ecosystem because of the rich biodiversity. - Natural courtyard peasant lifestyle accumulated for thousands of years raising Xuanhua milk grapes so that they enjoy high ornamental, historical and cultural value, and also become a major cultural landscape for Xuanhua sightseeing."
			優れた景観や生物多様性は、営農を通じて動的に保全されているか。	満たしている。	p.25, ll.1-10	"Xuanhua unique soil and water resources management accelerates the formation of the Xuanhua traditional vineyard landscape. - Xuanhua people built a "Phoenix platform" and excavated the diversion facilities around the vineyards, reflecting the concept of sustainable development on water and soil resources management in the traditional funnel-framed grapes in the courtyard."
その他の条件	a	農会的関与・システム文化その特徴	地域に特有の食文化や建築様式など、農業システムに関連した社会的・文化的な特徴があるか。	不明。	-	-
		歴史的な重要性	地域の歴史において、農業システムが長期にわたって重要な役割を果たしてきたことが証明されているか。	満たしている。	p.26-p.27, l.12	"In 1900, Empress Dowager Cixi and Emperor Guangxu came to Xuanhua, after tasting milk white grapes, they praised it "this tastes fine in the fruits and is indispensable in the court ". In 1909, Xuanhua milk grapes were sent by the Qing government to attend the "World's Fair of Panama " and awarded the " Product of Honor " ."
	b		日本の農業歴史・社会史に照らして、地域の農業システムは特徴的な内容を有しているか。	基準適用外。	-	-
		現代的な重要性	農業システムが、生物多様性の保全、気候変動への対応など地域または国家における現代的な課題に貢献しているか。	満たしている。	p.29-p.30, l.11	Discriptions such as; 1. Adjusting urban microclimate; 2. Ecological civilization construction; and 3. New socialist countryside construction.
	c		農業システムが、ほかの地域でも応用できるような有益な農業・農法や活用事例を有しているか。	満たしている。	p.30, ll.12-25	Discription about sustainable development of agriculture, that using the uniwq type of funnel frame for table production can reasonably distribute and make use of water and fertilizer resources.
		d	脅威と課題	社会・経済的、環境的な脅威と1その影響が適切に示されているか。	満たしている。	p.30, l.26-p.35, l.1
	e		脅威を克服するための具体的な対応策が提案されているか。	満たしている。	p.35, ll.14-21	Discription such as; 1. Strengthening the publicity of grape and vineyard culture; and 2. Improving the technology of grape growing,and cooperating with OGSNPR.
		実践的な考慮	農業システムを保全するための1持続的な活動が行われているか。	満たしている。	p.35	Discription about ongoing efforts to promote GIAHS
	f	G I A H S 保全計画	活用・保全計画（アクションプラン）の柱立ては適切で、かつ具体的内容が明示されているか。	満たしている。	p.40-p.57, l.11	Discriptions such as; 1. The baseline of the masterplan,conservatoin activities; 2. Conservation for agricultural culture and rural landscape conservation; and 3. Development activities for ecological product and sustainable tourism.
			活用・保全計画（アクションプラン）の実行を確実にするための2の措置（予算措置、モニタリング等）や組織が適切に組み込まれているか。	満たしている。	pp.57-60	Discription about safeguard measures(laws,regulation construction,formulate preferential policies,and implement the supervision and management)

出所: People's Government of Xuanhua District (2016)、及び、農林水産省(2016)より筆者作成。

宣化区の伝統的ブドウ栽培が、農水省による新しい評価基準をどれくらい満たしているかをまとめると以下のとおりである。

第1は、非常に良く満たしている基準についてである。該当する基準は、以下の6つである。

①必須条件 1.2: 伝統的・特徴的な農業・農法及びこれらから派生した関連産業は、地域における主要な産業の一つとして、地域の経済・雇用に貢献しているか、であるが、宣化区におけるブドウ栽培は、地域住民に対し経済的恩恵をもたらし、彼らの主な収入源となっている。1キログラム当たり7元というブドウの取引価格を考慮した場合、平均1,750キログラムの収穫量があるので、最大12,250元の収入を得ることができる。

②必須条件 2.2: 農業システムと生態系機能(生態系サービス)との関連性が適切に図られているか、であるが、宣化区のブドウ栽培のために使用されている **funnel-frame** は、土壌及び水源保全、気候調整、生物多様性の保全に貢献している。例えば、土壌及び水源保全についてであるが、**funnel-frame** を使用することにより、降水による土壌の表面に対する直接的な影響が弱まると同時に、栄養豊富な土壌の透過性と保水性が高まる。これにより、土壌表面の浸食が緩和される。また、**funnel-frame** を用いたブドウ栽培地には、降水を貯蓄するような機能(**main place to store rainfall**)がある。

③必須条件 2.3: 農業・農法に多様性(農作物、規模等)があるか、であるが、宣化区では、ブドウ栽培にあたり **funnel-frame** という独特な農法を利用している。また、ブドウ栽培地周辺において、多様な種類の野菜を育てている。

④必須条件 3.1: 土地・水資源(森林資源、海面等を含む。)の活用に対して、地域の環境に適応し、制約条件を克服するための優れた知識や技術があるか、であるが、宣化区では、すべての家族が **malan flower** を植えるが、その植物はブドウに対して必要な物質を供給することができる。

⑤その他の条件 d.1: 社会・経済的、環境的な脅威とその影響が適切に示されているか、であるが、宣化区は現在、不動産開発及び建設などによる都市化問題、ブドウ産業の市場がそれほどなく、経済的収入が保障されないこと、労働力の減少、ブドウが新鮮である期間が短く、保存が難しいといった問題が率直に示されている。

⑥その他の条件 f.1: 活用・保全計画(アクションプラン)の柱建ては適切で、かつ具体的内容が明示されているか、であるが、上記に挙げられた脅威に対して、保全活動の基本計画、農文化及び優れた景観保護計画、持続可能な観光と農作物の栽培活動などの計画が明示されている。

第2は、特に記述が見当たらず満たすかどうか不明の基準についてである。尚、該当する基準は4つある。①必須条件 1.1: 伝統的・特徴的な農業・農法及びこれらから派生した関連産業は、地域住民の重要な生計の手段となっており、小規模農家、家族農業も持続的に維持されているか、②必須条件 1.3: 農業、林業、水産業の連携及びこれらに関連する多様な産業間の連携が図られているか。③必須条件 4.3: 農文化や価値観を継承するための社

会組織が存在し、地域住民を対象とした教育や社会行事が行われているか。④その他の条件 a: 地域に特有の食文化や建築様式など、農業システムに関連した社会的・文化的な特徴があるか。である。

## 4. 遺産認証の最新動向

遺産認証の最新動向に関する情報を得るために、筆者は、「第1回アジア生物文化多様性国際会議」に参加した。以下に、会議と筆者が参加したセッションの要点を示す。

### 1. 会議概要

- ① 主催： UNESCO（国連教育科学文化機関）、生物多様性条約事務局、国連大学、石川県、七尾市
- ② 場所： 石川県七尾市和倉温泉 あへの風
- ③ 日程： 2016年10月27日（木）～29日（土）
- ④ 開催趣旨： 第1回アジア生物文化多様性国際会議では、ヨーロッパ会合(2014年、フィレンツェ)の成果を受けて、研究者に加えて政策担当者も参加し、生物多様性と文化多様性の関係評価、保全、活用のあり方を地域レベルで考え、より具体的な事例、政策を議論します。日本をはじめとするアジア地域には、生態系からの恵みを地域固有の文化で持続的に利用してきたコミュニティが数多く存在します。それらを地域資源と捉え、保護・保全にとどまらない正しい評価と賢い利用を通じて地域活性化を図ることで、持続可能な地域づくりにつながる「生物文化多様性アジアモデル」を模索していきます。（会議公式ウェブサイト <http://bcd2016.jp/conference/index.html>）

### 2. 第3分科会 国際認証地域における地域づくりのための生物文化的アプローチ セッション G: 世界農業遺産を通じた地域づくり

筆者は、本分科会の本セッション G を聴講した。以下に発表の一部の概要を示す。

A 発表者： 遠藤 芳英、国連食糧農業機関（FAO）・世界農業遺産事務局（イタリア）

タイトル： 世界農業遺産プログラムの15年の進展と今後の展望

内容： 本発表では、世界農業遺産の認証と新基準に関する動向が説明された。FAOは、2015年に、16カ国、37サイトを新たに世界農業遺産として認証した。アジア諸国が主要な認証国であった。認証の評価基準が、2016年に更新予定である。新基準では、「Dynamic Conservation(動的保全)」及び、PES(Payment for Ecosystem Services)が重要視される予定である。

B 発表者： ミン チンウエン、ジャオ ウエンジュン、中国科学院地理科学・資源研究所（中国）

タイトル： 中国における世界農業遺産を通じた生態文化産業の展開



内容： 本発表では、世界農業遺産を通じた、農作物生産、生物資源の有用性、文化創造性、農業ツーリズムの機能拡大が、解説された。現在、農業遺産の多機能性に由来した、エコ文化産業振興のしくみが確立されている。この仕組みは農業生産機能を確立させ、かつ農作物加工、生物資源の有用性、及び農業ツーリズムの拡大といった範囲まで機能するものである。

C 発表者： ナポレオン・タグイリン、イフガオ州立大学（フィリピン）

タイトル： 人材育成を通じた生物文化多様性の展開：フィリピンと日本の世界農業遺産における里山マイスター研修プログラム間の連携を事例に

内容： 本発表では、PHP-JPN Twinning Programme を通じた人材育成による生物多様性の保全に関する活動が、解説された。Twinning らは、世界農業遺産に登録されたフィリピンの Ifugao 地区は、生物文化多様性の減少と、若年人口の文化と伝統に関する興味関心の薄れという問題に直面している。そのため、金沢大学と合同で訓練、研究プロジェクトへの参画、レクチャー、野外活動等を通じた人材育成を通じて、課題を解決する試みを行っている。

D 発表者： 林浩昭、国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会（日本）

タイトル： 人間活動と自然との共生を示す地域史的な実例の探求：国東半島宇佐地域世界農業遺産の動的保全に向けて

内容： 本発表では、大分県国東半島での“しちとうい”という作物の生産活動が、当該半島の白浜の保全における重要な役割を果たしていたことについて解説された。なお、当該地域は 2013 年に世界農業遺産に登録されている。“しちとうい”は、独特な三角形の茎を持ち、5月に水田に植えられ、その 90 日後に収穫される。収穫されたしちとういの茎は、垂直に真っ二つに割き、乾燥させられる。乾燥後、それは畳の表面に使用されるのである。当該半島の白浜をしちとういの“干場”として使用するため、同地域の農家は白浜の清掃を分担して行い、それが結果として環境保全につながる。

E 発表者： 八野田 正光、羽咋市（日本）

タイトル： 世界農業遺産地域・羽咋市の農業の取組

内容： 本発表では、世界農業遺産に登録された能登半島に位置する羽咋市の、農業成長産業化に向けた取り組みが、解説された。行う方策は、生産、加工、流通、販売の経路を好循環させ、6次産業化による雇用の創出、地域資源を活用した農産物のブランド化を促進し生産者の所得向上を促進することである。実際に、移住支援、生産者の自立、農産物認証シールなどの導入を行うことを計画している。

## 5. 結論 — 遺産申請と認証取得後への示唆

宣化の伝統的ブドウ栽培の分析と第 1 回アジア生物文化多様性国際会議にて得られた情報をもとに、これから世界農業遺産を申請する、あるいは認証されたのちに保全政策を実施する主体にむけた示唆を、以下に本研究の結論として示す。

第 1 に、先行事例である宣化区において、家族単位での栽培が継承されているため、それが伝統的な農法の保全に繋がっていることである。例えば、各家庭はマラン (malan flower) の花をブドウ農園に植えるが、その花はブドウに対して理想的な物質を供給することができ、ブドウの品質を高めることに役立つ。農業遺産の継続において、家族単位での農業の維持が重要であるとわかる。いたずらに農業経営を大規模化せず、家族単位の資源管理の継承が、資源の有効活用に有益であるという示唆が得られる。

第 2 に、特徴あるブドウ棚 (funnel-framed) により伝統的農法が維持されていることである。これにより、ブドウ棚周辺の植物が自生して、水源と土壌の保全に貢献している。これが、必須条件 2: 生物多様性及び生態系機能、必須条件 3: 知識システム及び適応技術の基準を満たすことに繋がっている。「認証」を、資源の有効活用に生かすには、環境保全と相互作用がある栽培方法の維持が最優先であるという示唆が得られる。

第 3 に、認証の「twinning」への志向の必要性が挙げられる。この点は、宣化区の事例の分析からではなく、国際会議への参加から得られた示唆である。現在、世界農業遺産の価値が下がりつつあり、農業遺産認証だけでは必ずしも一般に評価されない。換言すると、遺産地域の産品が、市場でかならずしも、差別化されるわけではない。このような動向の中で、1 地域で、2 つ以上の認証を取得する動きがある。山梨県の峡東地域の一部が、ユネスコエコパークの申請地域と重なっている。今後は、このような 2 つの認証の取得 (twinning) を目指すことが、資源の有効活用につながる可能性がある。

以上より、環境保全と相互作用のある伝統的な農法などの伝統的知識を、小規模農家単位で継承していくことが、資源の有効活用につながるという示唆が得られた。山梨県の峡東地域が認証を取得した後、果樹栽培を大規模に商業化していくには注意が必要で、小規模農家単位における農業の継続が、重要であると考えられる。

## 参考文献

- 青柳由香(2011)「その他の国際機関等による取組」、財団法人バイオインダストリー協会生物資源総合研究所監修、磯崎博司・炭田清造・渡辺順子・田上麻衣子・安藤勝彦編『生物多様性へのアクセスと利益配分—生物調整条約の課題—』信山社、pp.213-218
- 青柳由香・田上麻衣子(2011)「伝統的知識に関する問題の所在」、財団法人バイオインダストリー協会生物資源総合研究所監修、磯崎博司・炭田清造・渡辺順子・田上麻衣子・安藤勝彦編『生物多様性へのアクセスと利益配分—生物調整条約の課題—』、信山社、pp.194-200
- 安藤勝彦(2011)「大学や研究機関における遺伝資源の利用」、財団法人バイオインダストリー協会生物資源総合研究所監修、磯崎博司・炭田清造・渡辺順子・田上麻衣子・安藤勝彦編『生物多様性へのアクセスと利益配分—生物多様性条約の課題—』、信山社、p.165-168
- 越智信仁(2016)「統合報告書による自然資本会計の主流化」環境経済・政策研究 第9巻第2号、pp.40-44
- 香坂玲・内山愉太・藤平考(2016)「遺産にかかわる国際認証制度は産地にメリットがあるのか—世界農業遺産の能登半島における伝統野菜・地名を冠する農産品の価格動向の分析を中心として」、香坂玲・葉山幹恭・村上喜郁・梶原晃『人としくみの農業 地域をひとから人へ手渡す六次産業化』追手門学院大学出版会、pp.1-24
- 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室(2016)「名古屋議定書の概要」  
[http://www.env.go.jp/nature/biodic/abs/attach/about\\_02.pdf](http://www.env.go.jp/nature/biodic/abs/attach/about_02.pdf) (最終閲覧日:2016年12月25日)
- 財団法人バイオインダストリー協会資源総合研究所(2016)「生物多様性条約、名古屋議定書とは？」 [http://www.mabs.jp/abs/pdf/about\\_abs.pdf](http://www.mabs.jp/abs/pdf/about_abs.pdf) (最終閲覧日:2016年12月25日)
- 財団法人バイオインダストリー協会生物資源総合研究所(2016)「遺伝資源へのアクセス手引き」 [http://www.mabs.jp/archives/pdf/iden\\_tebiki\\_v2.pdf](http://www.mabs.jp/archives/pdf/iden_tebiki_v2.pdf) (最終閲覧日:2016年11月15日)
- 炭田清造・渡辺順子(2011)「CBDにおけるアクセス及び利益配分—ABS会議の変遷と日本の対応」財団法人バイオインダストリー協会生物資源総合研究所監修、磯崎博司・炭田清造・渡辺順子・田上麻衣子・安藤勝彦編『生物多様性へのアクセスと利益配分—生物多様性条約の課題』、信山社、pp.61-110
- 高倉成男(2002)「生物資源アクセスを巡る法と経済」、渡邊幹彦・二村聡編『生物資源アクセス』東洋経済新報社、pp.121-123
- 田上麻衣子(2011)「遺伝資源及び伝統的知識をめぐる国際紛争：論点と対策」、財団法人バイオインダストリー協会生物資源総合研究所監修、磯崎博司・炭田清造・渡辺順子・田上麻衣子・安藤勝彦編『生物多様性へのアクセスと利益配分—生物調整条約の課題—』、信山社、pp.169-178
- 農林水産省農村振興局農村政策部農村環境課農村環境対策室 生物多様性保全班(2016)

- 「世界農業遺産への認定申請承認及び日本農業遺産の認定における基準及び評価の視点」  
[http://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/pdf/004\\_besshi\\_hyouka\\_shiten.pdf](http://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/pdf/004_besshi_hyouka_shiten.pdf) (最終閲覧日:2017年1月23日)
- 林希一郎(2010)「遺伝資源アクセスと利益配分 (ABS)」『生物多様性 生態学と経済学の基礎知識』、中央法規、pp.219-245
- 林清比古 (2011)「生物多様性と第10回締約国会議(COP10)」名古屋大学大学院環境学研究科しんきん環境事業イノベーション寄付講座『地球からのおくりもの 生物多様性を理解するために』、風媒社、pp.172-186
- 林岳・佐藤真行(2016)「生態系勘定の開発における諸外国の動向と日本の課題」環境経済・政策研究 第9巻第2号、pp.44-47
- 鎗目雅(2015)「なぜ自然資本に関する議論が高まってきたか」自然資本研究会『自然資本入門—国、自治体、企業の挑戦』、NTT出版株式会社 pp.1-12
- 吉田謙太郎(2016)「自然公園地域への入域料に関する考察」環境経済・政策研究 第9巻第2号、pp.47-50
- 渡邊幹彦 (2011)「生物多様性の「ABS」に関する問題」名古屋大学大学院環境学研究科しんきん環境事業イノベーション寄付講座『地球からのおくりもの 生物多様性を理解するために』、風媒社、pp.187-200
- 渡邊幹彦(2011)「Certificateに関する議論」財団法人バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所監修、磯崎博司・炭田清造・渡辺順子・田上麻衣子・安藤勝彦編『生物多様性へのアクセスと利益配分—生物調整条約の課題—』信山社、pp.219-234
- Food and Agriculture Organization of the United Nations, Globally Important Agriculture System(2016), Available at: <http://www.fao.org/giahs/> (最終閲覧日:2016年11月21日)
- Pearce, D. and Barbier, E. (2000) *Blue Print for a Sustainable Economy*, Earthscan
- People's Government of Xuanhua District (2016), Xuanhua Traditional Vineyard System, Available at:  
[http://www.fao.org/fileadmin/templates/giahs\\_assets/Sites\\_annexes/Xuanhua\\_Traditional\\_Vineyards\\_System-China.pdf](http://www.fao.org/fileadmin/templates/giahs_assets/Sites_annexes/Xuanhua_Traditional_Vineyards_System-China.pdf) (最終閲覧日:2016年11月21日)
- (The) Secretariat of the Convention of Biological Diversity Official website (2016a), Aichi Biodiversity Targets, Available at: <https://www.cbd.int/sp/targets/> (最終閲覧日:2016年11月20日)
- (The) Secretariat of the Convention of Biological Diversity Official website (2016b) Cancun Declaration on Mainstreaming the Conservation and Sustainable Use of Biodiversity for Well-Being, Available at:  
<https://www.cbd.int/cop/cop-13/hls/in-session/cancun-declaration-draft-dec-03-2016-pm-en.pdf> (最終閲覧日:2016年12月31日)
- (The) Secretariat of the Convention of Biological Diversity Official Website (2016c), The

Convention Article 1, 8, 15, 16, 19, 20, and 21, Available at:

<https://www.cbd.int/convention/text/> (最終閲覧日:2016年11月20日)

(The) Secretariat of the Convention of Biological Diversity Official website (2016d),

Traditional Knowledge, Available at: <https://www.cbd.int/traditional/intro.shtml>

(最終閲覧日:2016年11月19日)

World Intellectual Property Organization(2012), World Intellectual Property Organization

Traditional Knowledge Documentation Toolkit, Available at:

[http://www.wipo.int/export/sites/www/tk/en/resources/pdf/tk\\_toolkit\\_draft.pdf](http://www.wipo.int/export/sites/www/tk/en/resources/pdf/tk_toolkit_draft.pdf)

(最終閲覧日:2017年1月17日)